新	IΒ	
	貿易一般保険包括保険(企業総合)の引受基準等について	
平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073	平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073	
最終改正 平成 21 年 <u>3 月 25 日</u> 一部改正	最終改正 平成 21 年 2 月 2 日 一部改正	
この規程は、企業総合保険手続細則第1条の規定により、独立行政法人日本	この規程は、企業総合保険手続細則第1条の規定により、独立行政法人日本	
貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)と企業総合保険特約を締結した者	貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)と企業総合保険特約を締結した者	
(特約締結者)との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書(以	(特約締結者)との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書(以	
下「特約書」という。)附帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準	下「特約書」という。)附帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準	
を規定する。ただし、特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等のうち日本貿易	を規定する。ただし、特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等のうち日本貿易	
保険が定める2年未満案件「別紙1 2年未満案件の解釈等」に適用するものとする。	保険が定める2年未満案件「別紙1 2年未満案件の解釈等」に適用するもの とする。	
C 9 ᢒ。	C 9 8.	
1.基本的引受基準	1 . 基本的引受基準	
(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない輸出契約等については、特約書	(1) ベルン・ユニオン等国際的取決めに基づく基準に適合しない輸出契約等	
第1条の規定にかかわらず保険の申込を要しない。仮に申込がなされた場	については、特約書第1条の規定にかかわらず保険の申込を要しない。仮	
合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。	に申込がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じな	
	い。 <u>なお、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取極</u>	
	めにおいて信用供与期間が最長 180 日に規制されている品目は「別紙2	
	消費財等」のとおりとする。	
また、契約金額が500億円を超える輸出契約等については、原則とし	また、契約金額が500億円を超える輸出契約等については、原則とし	
て保険契約を締結しないこととする。	て保険契約を締結しないこととする。	
(2) 輸出契約等に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に	(2) 輸出契約等に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に	
関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこ	関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこ	

ととする。

(3) この規程に適合しない輸出契約等であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書(「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」(平成13年4月1日 01-制度-00060)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満た す輸出契約等に限るものとする。

ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りではなく、 内諾書を発行したものとみなすものとする。

契約金額が1億円未満のもの

仕向国、支払国又は保証国のいずれも国力テゴリーHの国でないもの 起算点(「別紙1 2年未満案件の解釈等」2.に規定するものをい う。)から最終決済日までの期間(以下「ユーザンス」という。)が 1年以内のもの

(4) 輸出契約等の相手方(輸出契約等の相手方が複数の場合にあっては、いずれの者とする。)が、保険契約の申込時(保険契約の締結後に代金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあっては、内容変更承認申請時。以下同じ。)において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01制度-00063)第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿(以下「名簿」という。)のGS格、GA格、GE格、EA格、EM格、EF格、EC格若しくは名簿区分P若しくはSA格、SC格又は事故管理区分Rに格付けされた者のみについて保険を引き受けるものとし、てん補する責に任ずる。ただし、取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをい

ととする。

(3) この規程に適合しない輸出契約等であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書(「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」(平成13年4月1日 01-制度-00060)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満た す輸出契約等に限るものとする。

ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りではなく、 内諾書を発行したものとみなすものとする。

契約金額が1億円未満のもの

仕向国、支払国又は保証国のいずれも国力テゴリーHの国でないもの 起算点(「別紙1 2年未満案件の解釈等」2.に規定するものをい う。)から最終決済日までの期間(以下「ユーザンス」という。)が 1年以内のもの

(4) 輸出契約等の相手方(輸出契約等の相手方が複数の場合にあっては、いずれの者とする。)が、保険契約の申込時(保険契約の締結後に代金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあっては、内容変更承認申請時。以下同じ。)において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01制度-00063)第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿(以下「名簿」という。)のGS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格若しくは名簿区分P若しくはSA格、SC格又は事故管理区分Rに格付けされた者のみについて保険を引き受けるものとし、てん補する責に任ずる。ただし、取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをい

う。以下「ILC」という。)により代金等が決済されるもの及び政府開発援助契約等(「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)を除き、名簿の格付けにより信用事由(貿易一般保険約款(以下「約款」という。)第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。)のてん補範囲を制限するものとする。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。

(5) OECD輸出信用アレンジメントの取決めのうち頭金の受領については、次により取り扱うものとする。

契約金額が 3,000 万米ドル以上の公的バイヤー向けの 2 年未満案件 (代金等のすべての部分の決済が各船積後 1 年内に行われるもの及び船舶に係わるものを除く。)については、契約締結時又は契約発効時(契約締結後又は契約発効後 60 日以内という場合も含む。)に以下のとおり頭金を受領することを条件とする。ただし、日本貿易保険が認める場合においては、この限りではない。

- イ.中・低所得国向け案件の場合については、契約金額の5%以上の額
- 口.高所得国向け案件の場合については、契約金額の10%以上の額 なお、日本国政府、国際復興開発銀行、国際開発協会、アジア開発 銀行等と外国政府、政府機関又は地方公共団体との間の贈与又は借款 に関する取決めに基づき供与された資金により一部決済される商談に ついては、上記イ及び口において、契約締結時又は契約発効時として 契約締結後又は契約発効後90日以内という場合も含むものとする。
- (注)上記イ及び口の国分類は、OECD輸出信用アレンジメントの国別カテゴリーによる。

上記 にかかわらず、輸出契約等の締結時又は当該契約の発効時に所

う。以下「ILC」という。)により代金等が決済されるもの及び政府開発援助契約等(「別紙4 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)を除き、名簿の格付けにより信用事由(貿易一般保険約款(以下「約款」という。)第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。)のてん補範囲を制限するものとする。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。

(5) O E C D 輸出信用アレンジメントの取決めのうち頭金の受領について は、次により取り扱うものとする。

契約金額が 3,000 万米ドル以上の公的バイヤー向けの 2 年未満案件 (代金等のすべての部分の決済が各船積後 1 年内に行われるもの及び船舶に係わるものを除く。)については、契約締結時又は契約発効時(契約締結後又は契約発効後 60 日以内という場合も含む。)に以下のとおり頭金を受領することを条件とする。ただし、日本貿易保険が認める場合においては、この限りではない。

- イ.中・低所得国向け案件の場合については、契約金額の5%以上の額
- 口.高所得国向け案件の場合については、契約金額の10%以上の額 なお、日本国政府、国際復興開発銀行、国際開発協会、アジア開発 銀行等と外国政府、政府機関又は地方公共団体との間の贈与又は借款 に関する取決めに基づき供与された資金により一部決済される商談に ついては、上記イ及び口において、契約締結時又は契約発効時として 契約締結後又は契約発効後90日以内という場合も含むものとする。
- (注)上記イ及び口の国分類は、OECD輸出信用アレンジメントの国別カテゴリーによる。

上記にかかわらず、輸出契約等の締結時又は当該契約の発効時に所

定の頭金を受領することが困難な場合、日本貿易保険は、上記 に定める頭金の額に相当する額を受領するまでの間における約款第4条第 11号の事由により受ける損失についてはてん補する責に任じない。

- (6) 契約発効条件のある輸出契約等の保険契約の申込みは、日本貿易保険は 輸出契約等の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する 責に任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、 輸出契約等の発効前の申込みを妨げるものではない。この場合の保険契約 上の取扱いは、次のとおりとする。
  - イ.輸出契約等が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更申請により順次申込みを行うものとする。
  - 口.輸出契約等の発効前に申込みがあった場合は、約款第 24 条第 1 項 の規定を適用しない。
- (7)「別紙4 原子力発電プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙5 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するものについては、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等を除く。

### (8) その他

フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00042)により取り扱うこととする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しない

定の頭金を受領することが困難な場合、日本貿易保険は、上記 に定める頭金の額に相当する額を受領するまでの間における約款第4条第 11号の事由により受ける損失についてはてん補する責に任じない。

- (6) 契約発効条件のある輸出契約等の保険契約の申込みは、日本貿易保険は 輸出契約等の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する 責に任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、 輸出契約等の発効前の申込みを妨げるものではない。この場合の保険契約 上の取扱いは、次のとおりとする。
  - イ.輸出契約等が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更申請により順次申込みを行うものとする.
  - 口.輸出契約等の発効前に申込みがあった場合は、約款第 24 条第 1 項 の規定を適用しない。
- (7)「別紙<u>5</u> 原子力発電プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙<u>6</u> 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するものについては、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等を除く。

### (8) その他

フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00042)により取り扱うこととする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しない

こととする。

エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあっては、「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日 01-制度-00034)第15条により取り扱うこととする。

輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」 (平成13年4月1日 01-制度-00043)により取り扱うこととする。

## 2. 国別引受基準

仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。

なお、仕向国、支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙<u>2</u> 仕向国 及び支払国等の取扱い」による。

## (1) 引受停止国

次の - 1、 - 2 又は に該当する輸出契約等は、特約書第 1 条の規 定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合 においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

- 1 次表に掲げる国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約等

アフガニスタン	イラク	グルジア	ソマリア
チャド			

- 2 次表に掲げる地域が仕向地、支払地又は保証地(仕向地、支払地及び保証地については「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用) となる輸出契約等

## キプロス北部トルコ占領地域

政府開発援助契約等及び前受金により支払を受ける輸出契約等を除 き、次表に掲げる国が支払国(保証国がある場合には当該保証国)とな る輸出契約等

こととする。

エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあっては、「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日 01-制度-00034)第15条により取り扱うこととする。

輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」 (平成13年4月1日 01-制度-00043)により取り扱うこととする。

## 2. 国別引受基準

仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。

なお、仕向国、支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙<u>3</u> 仕向国 及び支払国等の取扱い」による。

## (1) 引受停止国

次の - 1、 - 2 又は に該当する輸出契約等は、特約書第 1 条の規 定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合 においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

- 1 次表に掲げる国が什向国、支払国又は保証国となる輸出契約等

アフガニスタン	イラク	グルジア	ソマリア
チャド			

- 2 次表に掲げる地域が仕向地、支払地又は保証地(仕向地、支払地及び保証地については「別紙3 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用) となる輸出契約等

# キプロス北部トルコ占領地域

政府開発援助契約等及び前受金により支払を受ける輸出契約等を除 き、次表に掲げる国が支払国(保証国がある場合には当該保証国)とな る輸出契約等

アンティク゛ア・ハ゛ーフ゛ータ゛	エリトリア	北朝鮮	キューバ
111111111111111111111111111111111111111		<b>イレ+/リ</b> ルT	1 - / \

コンゴ民主共和国 ジンバブエ スーダン ハイチ

(注1)政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする。((2) において同じ。)

輸出契約等の契約金額の全部が、政府開発援助契約等に該当するものについては、保険契約を締結する。

輸出契約等の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当する場合は、当該部分、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

(注2)前受金により支払いを受ける輸出契約等の取扱いは次のとおりと する。

> 輸出契約等の契約金額の全部が、前受金により支払いを受ける ものについて保険契約を締結する。

> この場合、前受金受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

輸出契約等の契約金額の一部が、第三国(上記(1)に該当する国を除く。)の銀行(名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされているものに限る。)が発行又は確認するILCにより決済される場合、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

この場合、前受金については受領日以降、日本貿易保険はてん 補する責めに任ずる。

# (2) 条件付引受国

### 引受基準

政府開発援助契約等又は輸出契約等の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、輸出契約等における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国(保証国がある場合には当該保証国)が「別表1 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合し

コンゴ民主共和国 ジンバブエ スーダン ハイチ

(注1)政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする。((2) において同じ。)

輸出契約等の契約金額の全部が、政府開発援助契約等に該当するものについては、保険契約を締結する。

輸出契約等の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当する場合は、当該部分、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

(注2)前受金により支払いを受ける輸出契約等の取扱いは次のとおりと する。

> 輸出契約等の契約金額の全部が、前受金により支払いを受ける ものについて保険契約を締結する。

> この場合、前受金受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

輸出契約等の契約金額の一部が、第三国(上記(1)に該当する国を除く。)の銀行(名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされているものに限る。)が発行又は確認するILCにより決済される場合、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

この場合、前受金については受領日以降、日本貿易保険はてん 補する責めに任ずる。

## (2) 条件付引受国

### 引受基準

政府開発援助契約等又は輸出契約等の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、輸出契約等における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国(保証国がある場合には当該保証国)が「別表1 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合し

ない輸出契約等については引き受けない。したがって、特約書第1条の 規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた 場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I LCにより決済を行う場合で、輸出契約等の保証国が支払国以外の国の ときは、「別表1 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とす る。

### 条件等

- イ.輸出契約等における支払国(保証国がある場合には当該保証国)が 「別表1 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I LC」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の 全部又は一部について、ILCによる決済又は前受金による支払いを 条件とする(ILCの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる 場合を含む。)。この場合、ILCの取得又は前受金が受領された日 以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責に任ずる。
- 口.輸出契約等における支払国(保証国がある場合には当該保証国)が 「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、輸出契約等における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。
- (注)当該契約の契約金額の全部又は一部について、ILCによる決済 又は前受金による支払いを条件とする(ILCの額面と前受金の額 の合計額が、契約金額となる場合を含む。)ものは次のものをいう。 輸出契約等の全部がILCにより決済されるもの又は前受金によ り支払いを受けるもの

輸出契約等の一部がILCにより決済される場合の当該ILC及び現地通貨により決済される部分又は前受金により支払いを受ける

ない輸出契約等については引き受けない。したがって、特約書第1条の 規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた 場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I LCにより決済を行う場合で、輸出契約等の保証国が支払国以外の国の ときは、「別表1 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とす る。

### 条件等

- イ.輸出契約等における支払国(保証国がある場合には当該保証国)が 「別表1 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I LC」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の 全部又は一部について、ILCによる決済又は前受金による支払いを 条件とする(ILCの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる 場合を含む。)。この場合、ILCの取得又は前受金が受領された日 以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責に任ずる。
- 口.輸出契約等における支払国(保証国がある場合には当該保証国)が 「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、輸出契約等における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。
- (注)当該契約の契約金額の全部又は一部について、ILCによる決済 又は前受金による支払いを条件とする(ILCの額面と前受金の額 の合計額が、契約金額となる場合を含む。)ものは次のものをいう。 輸出契約等の全部がILCにより決済されるもの又は前受金によ り支払いを受けるもの

輸出契約等の一部がILCにより決済される場合の当該ILC及び現地通貨により決済される部分又は前受金により支払いを受ける

部分

部分

附 則〔抄〕

附 則〔平成19年7月2日〕

改正後の1.(4)の規定中「信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500)若しくは信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)」とする。

この改正は、平成19年7月9日から実施する。

附 則 [平成 21 年 <u>2 月 25 日</u>]

この改正は、平成21年4月1日から実施する。

附 則〔抄〕

附 則[平成19年7月2日]

改正後の1.(4)の規定中「信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500)若しくは信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)」とする。

この改正は、平成19年7月9日から実施する。

「 □   4 € 1 1	□ □
[別紙1] (略)	[別紙1] (略)
削除	[別紙2]
	消費財等
	消費財等とは、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取極めにおい
	で信用供与期間が最大180日と規制されている原材料、半製品及び消費財で
	<u>あって、以下に掲げる分類に該当する品目をいう。</u>

第2類~第5類 第6類(0601,0602を除く。) 第7類 (0701-10を除く。)~ 第9類 (0909を除く。) 第10類(1005-10,1006-10,1008-10を除く。) 第11類 第12類 (1209を除く。) 第13類~第30類 第32類 ~ 第37類 第38類(3808を除く。) 第39類~第71類 (3922,3923,3925,4011~4013,4016-94, 4822,6813,6209(耐火れんがに限る。)を除く。) 第72類のうち Rough-steel(ingots, slabs, blooms, billets bars and rods)7201 ~ 7207,7218,7224 Light-steel7208-27, -39, -54, 7209-16 ~ 7209-18, 7209-26 ~ 7209-28 (Tin Plate)7210-11,-12,7212-10 (Rod)7213 ~ 7215,7221,7222,7227,7228 (Wire)7217,7223,7229 第73類のうち7317~7319,7320-20,7320-90,7323 第74類のうち7401~7407,7409,7410,7414~7418 第75類のうち7501~7506,7508 第76類のうち7601~7604,7606,7607,7615,7616 第78類のうち7801~7804 第79類のうち7901~7905 第80類のうち8001~8005 第81類 第82類のうち8211~8215 第83類のうち8304~8311 第93類のうち9306-21,9306-29 第94類 (9402,9406-00を除く。)~ 第97類

(注)「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(H S条約)の附属書として採択された「商品の名称及び分類についての統

	ーシステム」(Harmonized Commodity Description and Coding System
	『HS』)及び輸出統計品目表の分類に拠る。
[別紙 <u>2</u> ] (略)	[別紙 <u>3</u> ] (略)
[別紙3] (略)	[別紙4] (略)
[別紙 <u>4</u> ] (略)	[別紙 <u>5</u> ] (略)
[別紙 <u>5</u> ] (略)	[別紙 <u>6</u> ] (略)
[別表1] (略)	[別表1] (略)
[別表2] (略)	[別表2] (略)